

CSR トピックス <2013 No.11>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2013 年 12 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等を公布

（参考情報：2013 年 12 月 24 日 厚生労働省 HP）

2013 年 12 月 24 日付で、男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等が公布された。12 月 20 日に実施された雇用均等分科会での答申を受けた改正で、施行は 2014 年 7 月 1 日の予定。

主な改正内容は、

- ①間接差別の該当事項である転居を伴う転勤要件について、総合職限定であることを解除し、新たに昇進・職種の変更を追加
 - ②婚姻を理由とする性差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例を追加
 - ③セクシュアルハラスメントについて、同性間も含まれることや性別役割分担意識に基づく言動の防止、被害者保護の強化を明記
- などである。



Point!

2007 年に改正男女雇用機会均等法が施行されて以降、企業では法律の趣旨を踏まえて人事制度の改定など、各種の取組が進められています。本改正はこうした企業における実態も踏まえて、実施されたものといえます。一方で、依然として、職場内における性別への偏見意識に基づいた言動が残存しているのも実態です。企業においては、自社の取組について改正内容を踏まえた確認・見直しが少なくとも求められます。

今回の改正からは、雇用における男女の実質的平等について、法令によるミニマムリクワイアメントが底上げされていることが見て取れます。その背景には、女性の活用・登用が我が国における成長戦略の重要な柱として位置づけられ、雇用分野における男女格差を是正し、より一層の女性の活躍が期待されていることがあげられます。

企業は、法令への対応に留まることなく、男女問わず活躍できる企業、職場の実現に向けた取組が望まれます。

○厚生労働省が若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況を公表

(参考情報：2013 年 12 月 17 日 厚生労働省 HP)

厚生労働省は長時間労働や賃金の不払いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等への調査結果を公表した。昨年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、無料の電話相談やハローワークなどを通じ寄せられた情報に基づき、5,111 の事業場を調査した。

調査の結果、対象の 82%、4,189 の事業場で何らかの労働基準法令違反があったという。

この結果を受けて、違反・問題等が認められた事業場に対しては、労働基準監督署より是正勧告を行い、法違反が是正されない場合、送検も視野に入れて対応し、企業名等を公表するとしている。



Point!

上記監督の結果、多くの事業場で違法な長時間労働や残業手当の不払い（いわゆるサービス残業）が明らかになりました。

企業として従業員の「使い捨て」とされるような行為を行わないことはもちろんですが、今回の調査対象となった事業場は、過重労働に関する通報等がなされた結果として、高い確率で違反が発見されています。

過重労働や残業手当不払いは、従業員の権利を害するものであり、厳重に管理するとともに、必要に応じて是正措置を講じることはもちろんです。さらに今回の監督により、是正勧告のみならず、企業名公表の対象となった場合、企業イメージを大きく損なうことになります。この点からも、企業は継続的に適正な労働環境の整備に努める必要があります。

海外トピックス：2013 年 12 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介します。コメントします。

○ロクシタンがビジネス行動要請（BCtA）への参加を表明

(参考情報：2013 年 12 月 17 日 UNDP（国連開発計画）HP 等)

フランスの化粧品メーカーであるロクシタンが、ビジネス行動要請（Business Call to Action：BCtA）への参加を表明した。

BCtA は、企業・政府・開発援助機関が集まるグローバル会員ネットワークで、2008 年に発足した。

同社では、今後 3 年間にわたり、西アフリカ・ブルキナファソでのシアバター（同社のスキンケア製品の原料となる植物性脂肪）生産における女性労働者の就業環境改善等のプログラムを実施するとしており、同プログラムの実施をもって BCtA に参加表明したもの。



Point!

BCtA は、「長期的視点で商業目的と開発目的とを同時に達成できるビジネスモデルを模索し、促進するための活動」を行っており、ミレニアム開発目標（MDGs）（CSR トピックス 2013 年度第 9 号参照）の達成を促進することを目的としています。

会員企業は 20 ヶ国以上にわたり、公開されている事例でも、多くのグローバル企業が途上国における貧困問題などの解決と自社ビジネスの中長期的発展の双方を志向した取組を実施しています。

BCtA への参加により、自社活動の活性化が期待できるだけでなく、先進企業や各国政府、専門家等との交流、情報交換により、自社の CSR 経営をアピールすることにもなります。

Q&A : CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

米国の FCPA（海外腐敗行為防止法、The Foreign Corrupt Practice Act）による外国公務員への贈賄行為への摘発が強化されていると耳にしますが、日本企業としてどのような点に留意しておくべきでしょうか？

Answer

FCPA は、外国公務員に対する賄賂の支払いを禁止する規定を含むアメリカ合衆国の連邦法であり（CSR トピックス 2012 年度第 9 号参照）、当初は、米国人や米国法に基づき設立された法人等の外国公務員への贈賄等を禁じるために制定されました。しかしその後の改正により、米国法人や米国人以外にも適用されるようになり、実際に日本企業にも適用されたケースが発生しています。

【事例 1】

- ・ 1995 年に、日本企業 A 社および他 3 社（アメリカ・フランス・オランダの企業）が設立したジョイントベンチャー（JV）が、ナイジェリアにおけるプロジェクトを 60 億ドルで受注。受注にあたり、同 JV がナイジェリア政府高官に総額 1 億 8200 万ドルの便宜を図ったとして提訴された。本件は米国企業が主導したナイジェリア政府高官への贈賄だったが、A 社は、JV に出資する米国企業との共謀もしくは幫助にあたるとされた。2011 年に 2 億 1880 万ドル（約 187 億円）で米国司法省と和解、2 年間のコンプライアンス定着が義務付けられた。
- ・ また、日本企業 B 社は、当該 JV との間で業務委託契約を締結し、本件の受注活動に協力。米国法務省は、B 社も本贈賄事件の共謀もしくは幫助にあたるとした。2012 年に 5460 万ドル（約 42 億円）で米国司法省と和解、2 年間企業コンプライアンス・コンサルタントを雇う義務および継続中の司法省の捜査に協力する義務を負った。

【事例 2】

- ・ 日本企業 C 社は、1999 年～2007 年にかけてラテンアメリカ諸国における製品の販売先を確保するため、現地エージェントを通じて、国営企業関係者から情報を入手していた。その際、C 社のアメリカ支社経由で現地エージェントに国営企業関係者に渡す賄賂（総額 1 億 5000 万円）を含めた手数料を支払っていた。2011 年、C 社は司法省と 2800 万ドル（約 21 億円）で和解。当時の担当者は懲役 2 年の実刑および 8 万ドルの罰金刑となった。

FCPA の適用対象は、i) 米国上場企業等、ii) 米国企業等、iii) 非米国企業等（ただし、米国領域内で禁止行為を行った場合）と規定されており、米国で上場している場合、米国で事業を展開している場合などには適用対象となります。

しかし、上記の事例 1 の A 社および B 社は、いずれも非米国企業であり、事案の発生もアメリカの領域外であったことから、i) ～ iii) のいずれにも該当せず、本事案を主導した米国企業の共謀または幫助にあたるとして、摘発されたものです。

FCPA ガイドラインでは、本件のように米国領域外の行為であっても、i) および ii) の企業との間で共謀または幫助等の共犯関係がある場合には、FCPA の適用が可能であるとの見解が示されています。米国に拠点等がない日本企業にとっても、FCPA が適用される可能性があることを常に意識しておく必要があります。

また、FCPA は、外国公務員への直接の贈賄行為だけでなく、第三者を通じて間接的に行われた贈賄行為も対象としています。海外でビジネスを展開する際には現地のエージェントやコンサルタントを利用する機会が多く、FCPA の摘発の多くはこれらの第三者を通じたケースです。事例 2 も、C 社から現地のエージェントを通じての贈賄行為が原因で摘発されたものです。

第三者を通じた贈賄行為の場合、自社が積極的に贈賄行為を主導しなかったとしても、自社から第三者に提供される利益から贈賄が行われることを知っていた場合には摘発対象となるケースがあります。

企業としては、かかるケースも念頭に入れた上で、自社の海外の事業活動における贈賄リスクを洗い出し、提携先との協議における留意点を明示し、エージェント等の選定や業務遂行状況のチェック等について基準を策定するとともにこれを、厳格に運用することが重要です。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014